

協議事項 1

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和3年4月27日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

〔神戸市立学校園における感染確認状況〕 令和3年4月23日現在

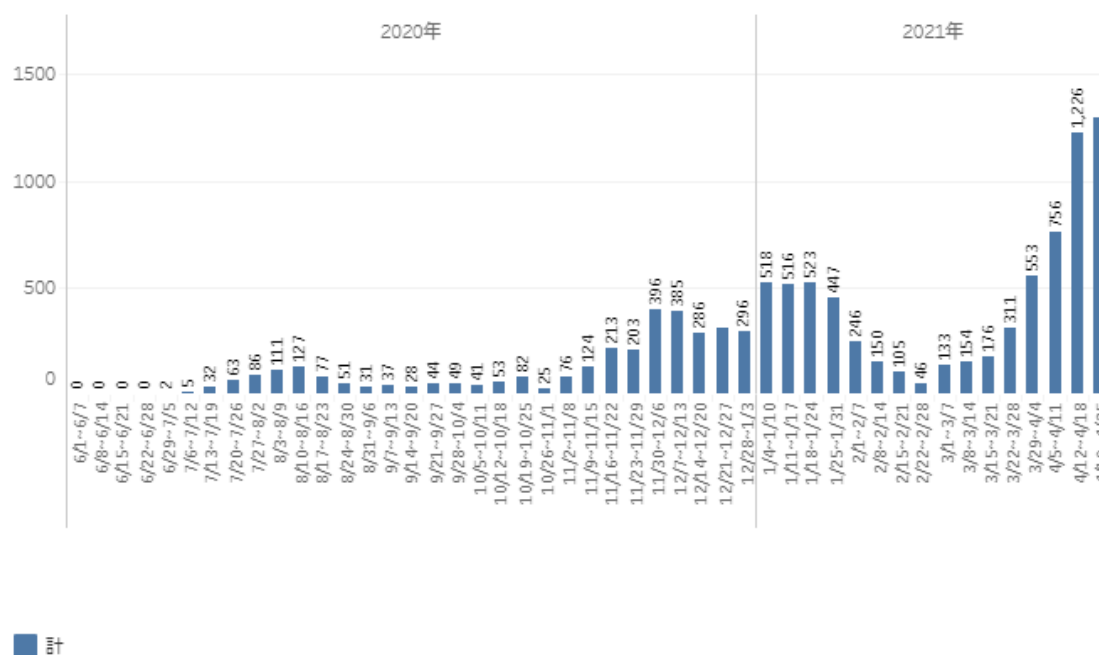
	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校・高専	計
児童生徒等	1名	205名	155名	4名	26名	391名
教職員	1名	23名	9名	8名	3名	44名
校園数	2園	171校	113校	11校	29校	326校園

※令和2年6月の学校園再開以降4月23日までの確認状況

【参考】神戸市における感染者数の状況

21/4/26 10時更新

新規感染者数の推移



緊急事態宣言下における市立学校園の対応について

令和3年4月24日

神戸市教育委員会

昨日、本市を含む兵庫県については、緊急事態宣言が発出され、緊急事態措置を実施すべき区域として公示された。

市立学校園においては、警戒度をこれまでより高めて感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

1. 基本方針

- (1) 感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動については、感染症への警戒度を高めた対策を実施する。
- (3) 感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業の実施等により、学びを保障する。

2. 感染防止対策の徹底

- (1) こまめな手洗いやマスクの着用、換気を徹底する。
- (2) 児童生徒等も教職員も、毎日の登校園・出勤前の健康観察を徹底する。本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
- (3) 給食及び昼食時は、以下の対応を徹底する。
 - ① 食事の前後の手洗いを徹底する。
 - ② 飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。
 - ③ 食事をする時以外は、必ずマスクを着用する。

3. 学校活動

(1) 学習活動

① 合唱・調理実習等の感染リスクが高い活動

- ・ 児童生徒同士が近距離で声を出したり接触したりする活動を行わないなどの感染防止対策を徹底する。

② 体育

- ・ 「児童生徒が密集する運動」、「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については実施しない。
- ・ 運動を行っていない時や軽度な運動の時及び更衣時は可能な限りマスク着用を徹底する。

(2) オンライン授業等

- ・感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、保護者の希望を踏まえ、1人1台の学習用パソコン等を活用したオンライン授業（オンラインによる個別面談・指導、授業ライブ配信等）を実施する。（小学3年生以下の児童の場合は、保護者のサポートがあることを前提とする。）
- ・オンライン授業を希望しない場合にも、デジタルドリルや紙の教材等により家庭学習を支援する。
- ・いずれの場合も、適宜学習状況や健康状態の確認を行う。

(3) 学校園行事等

- ・修学旅行・校外学習及び保護者が参加する学校園行事等は延期または中止とする。
- ・ただし、市内を実施場所とする泊を伴わない校外学習は、場所、移動手段、実施方法などを十分に検討し、感染防止対策を徹底した上で実施する。

(4) 部活動

①中学校・義務教育学校

- ・土・日曜、祝休日の活動及び対外試合等（公式戦等を除く）については実施しない。

②高等学校

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない（県内外を問わず）。

③公式戦

- ・高体連・高野連・中体連・文化関係連盟・中央競技団体が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加にあたっては、感染防止対策の徹底を図る。

4. 心のケア等

- ・新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮する。
- ・学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

5. 学校施設開放事業

- ・学校施設開放事業での利用は中止する。
- ・ただし、公式戦等での利用については、感染症対策にこれまで以上に留意をした上で行うことを可能とする

6. 教職員の服務及び研修等

(1) 緊急事態措置に伴う外出の自粛及び20時以降の勤務の抑制

- ・感染拡大防止の観点から、人出の多い場所への外出・移動は徹底して避ける。
- ・緊急時の対応等を除き、遅くとも20時までに教職員が退勤できるよう、効率的

な業務遂行に努める。なお、定時制高等学校及び夜間中学校においては、勤務時間終了後、速やかに退勤するように努める。

(2) フレックスタイム制の利用

- ・通勤中の人と人との接触機会の低減を図るため、学校園の運営に支障がない範囲でフレックスタイム制の利用により、積極的に時差出勤を行う。

(3) 研修等

- ・集合型の研修・説明会・講演会については、原則、延期または中止とし、実施する場合は動画配信・資料配布などにより行う。
- ・今後の業務執行にあたり実施が不可欠なものについては、感染防止対策を徹底した上で実施する。

7. 社会教育施設

- ・青少年科学館については臨時休業とする。